令和6年度

I 2月定例教育委員会

会 議 録

(公開)

令和6年 | 2月 | 0日

| 開 会 | 4時00分

教育長から、「議題第 29 号」については、個人情報を含むものであることから、「その他②」については、後日公表されるものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和6年度 I I 月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ出席者全員で異議なく承認した。

3 議事

◎ 臨時代理報告第8号 県議会に提出する教育に関する事務に 係る議案について

教育政策課長・スポーツ振興課長・教職員課長

(資料に沿って説明) 説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

松山竜也委員

スポーツ施設の指定管理者について、主な提案内容に「条例、規則等を超える開園日数の確保」とありますが、そもそもの収支の計画として条例、規則等で定められたところで利用料金や人件費を算出されていると思うのですが、これはどういった意味があるのでしょうか。

スポーツ振興課長

御指摘のとおり、条例の中での利用料金ということになりますが、主な提案内容が県民サービスの向上に係る取組という内容になっておりまして、それぞれの指定管理者の自主事業を含めて、それぞれの自助努力として行っていただける内容ということで、プラスアルファの提案という意味での記載となります。

松山竜也委員

施設の利用促進など、地域のニーズに応じた柔軟な運営ということで理解しました。利用促進のためにも、例えば、第3日曜日の「家

庭の日」でも利用が可能になるなど、特例措置を検討する必要はなかったのでしょうか。

スポーツ振興課長

現段階は、基本的な提案内容をいただいているという状況ですので、今後、条例等の見直しが必要な場合は、指定管理者としっかりと協議しながら、検討を進めてまいりたいと思います。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、報告のとおり承認とさせてい ただきます。

4 その他

◎ その他① 宮崎県議会令和6年 | | 月定例会について

教育政策課長

(資料に沿って説明) 説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

木村委員

高等特別支援学校について、説明会に230名以上の参加があったということで、保護者や関係者の関心の高さがうかがえたのですが、やはり100%の就職率を目指すということで、就労スキルをしっかり習得できるという点が保護者にとっても魅力を感じるところだったのではないかなと思います。その分、この学校に行きたいという保護者や生徒も多くなり、入試の競争率も高くなると思いますので、試験の概要などについては丁寧な説明及び周知を行ってほしいと思います。

特別支援教育課長

説明会には全体で230名の参加者があり、内訳については、児童生徒が36名、保護者が141名、その他は教員等になります。また、県のホームページにリンクしている「ひむかチャンネル」も高等特別支援学校について265件の閲覧がありました。

説明会では、全体的に高等特別支援学校ができることへの感謝や期待の声が多かったです。入試は選抜という形で行いますので、入学を志す児童生徒及び保護者に対しては、今後、個別の対応も行っていきますので、しっかりと説明をしていきたいと思います。

松山竜也委員

不登校について、46番の答弁内容に、不登校傾向の児童生徒に対する取組で、「議員から御紹介のあった校内教育支援センター」とありますが、これはどういった紹介内容だったのでしょうか。

人権同和教育課長

御紹介のあった内容とは、いわゆる校内教育支援センターという ものが様々な所で設置されているということについて、議員の説明 の中にありましたので、そのことについてお答えしたところであり ます。

松山竜也委員

いわゆる学校内での居場所づくりとしてサポートルームの設置ということで理解しました。今後、フリースクール等との連携やオンラインでの家庭との学びの場づくりなど、多様な支援が必要になってくると思います。個々の状況に応じたきめ細かな支援により、子どもたちの学びの継続を確保していってほしいと思います。

人権同和教育課長

不登校については、多くの質問をいただいたところです。不登校という形になる前の段階について、そして未然防止についても多くの御意見をいただいておりますので、子どもたちがしっかりと学びを継続できるよう様々な段階に応じた支援に努めてまいりたいと思います。

教育長

不登校支援については、学校に行けない子どもたちが家庭にいる場合、また、家庭から出られるようになった場合は、市町村が設置している適応指導教室、いわゆる教育支援センターに行く子どもたちもおります。

一方で、学校まで行けますが、教室に入ることができない子どもたちは、県立高校の場合ですと、教育相談室やカウンセラー室、生徒支援室等、空き教室を利用した別室を用意しておりました。しかし、小学校では学級担任制であるため、そういった別室に教職員を

配置することが難しい面がありました。そのため、校内に居場所を整備していこうとして設置したものが、校内の教育支援センターであり、国も新しい場として整備するために更に拡充していこうとしているところであります。他には、民間のフリースクール等に居場所がある子どももいますので、居場所としては大事だと思います。

学校内に居場所がありますと、たまに教室に行けることもあり、あるいは、友達も会いに行くこともでき、給食を一緒に食べることもできます。様々なアプローチができますので、今後は、国もこのあたりを更に充実させていこうという方向で進めています。

松山郁子委員

これまでの学校内での支援については、教職員や専門スタッフが 支援されていたとのことですが、その専門スタッフとはどのような 方なのでしょうか。また今後、校内に教育支援センターを整備され る場合に、具体的にどのような資格をもった方が専門スタッフにな るのか、あるいは教職員が増えるのかなど具体的な取組案があれば 教えてください。

人権同和教育課長

専門スタッフについては、市町村によっては支援員やスクールカウンセラーに入ってもらったり、状況に応じて養護教諭や時間の空いている教職員等に入ってもらったりするなど様々な形で対応しています。県立高校については、教育相談の担当がいますので、その方が対応することもあると思います。校内教育支援センターの明確な定義があるわけではありませんが、自分たちのペースでしっかり学習や生活ができる環境としております。支援員を付けることも含めて体制を整えていくという方向性がありますので、県としても状況を見ながら対応していきたいと考えております。

松山郁子委員

今後、支援センターとして整備される場合に、市町村との関係もあるかと思いますが、教職員ではない地域の方が専門スタッフになると、子どもの状況について教職員との情報共有がうまくできないことがあるのではないでしょうか。教育支援センターの方の待遇も含めて、学校での立場を明確にした方がよいのではないかと思います。

人権同和教育課長

専門スタッフとの情報共有は、子どもへの支援を考える上で、とても大事なことだと思います。学校長のマネジメントの元、中心的な役割を担う担当職と専門スタッフとがうまく連携していけるよう体制をしっかり整えていきたいと思います。

木村委員

子どもたちへのアプローチについては理解しましたが、保護者に対してのアプローチについては難しい面があると思います。不登校に対する保護者の考え方が異なり、昼夜が逆転した生活習慣を送っている家庭も見られますので、保護者に対するアプローチの仕方が何かあれば教えてください。

人権同和教育課長

保護者に対しては、まずは学校からしっかりと連携をとりながら、困っている方については関係機関に相談をする体制をとっております。県ではコネクトも設置しましたので、そこでも相談できるようにしております。コネクトでは個別の対応だけではなく、不登校を経験された方に講演を行ってもらうなど、様々な情報を周知しているところであります。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、これで終わります。

他に何かありますか。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、令和7年1月16日、木曜日、14時 からとなっておりますのでよろしくお願いします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。 傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。

(14:30終了)